八　対象事業者（対象事業者になろうとする者を含む。以下この条において同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合において当該対象事業者に対する金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付及び社債の引受けを含む。以下同じ。）を行うもの

九　一般社団法人又は一般財団法人で対象事業者に対する融資等業務を行うもの

十　地方公共団体で対象事業者に対する金銭の貸付けを行うもの

十一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会

十二　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及び単式蒸留しょうちゅうに係るもの

十三　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号に掲げる事業協同組合、同条第一号の二に掲げる事業協同小組合、同条第一号の三に掲げる火災共済協同組合及び同条第三号に掲げる協同組合連合会（同法第九条の九第一項第一号の事業を行なわないものに限る。）

十四　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第八号に掲げる商工組合及び同項第九号に掲げる商工組合連合会

十五　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第五条第一項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

十六　中小企業投資育成株式会社

十七　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第八条に規定する輸出組合

十八　次に掲げる投資事業（対象事業者に対し債権を有することとなるものに限る。以下この号において同じ。）に関する組合等

イ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合

ロ　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合

ハ　外国に所在するイ又はロに掲げる組合に類似する団体

ニ　商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資を受けて投資事業を営む者

十九　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体（以下「特別目的会社」という。）

二十　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人

（議事録）

第四条　法第十八条第八項の規定による議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3　議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　企業再生支援委員会（以下「委員会」という。）が開催された日時及び場所（当該場所に存しない委員又は監査役が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二　委員会の議事の経過の要領及びその結果

三　決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、当該委員の氏名

四　法第十八条第六項の規定により委員会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

五　委員会の議長が存するときは、議長の氏名

（電磁的記録）

第五条　法第十八条第九項に規定する主務省令で定めるものは、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（署名又は記名押印に代わる措置）

第六条　法第十八条第九項に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第七条　法第十九条第二項第二号に規定する主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例）

第八条　法第十八条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。

2　機構は、前項の規定により備え置かれた電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示したものを機構の本店において閲覧又は謄写に供することができる。

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

第九条　法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一　機構が、機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を経営の状況の悪化した機構の特定関係者（法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）との間で合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

二　前号に掲げるもののほか、機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

第十条　機構は、法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

2　主務大臣は、前項の規定による承認の申請があったときは、機構が法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（特定関係者との間の取引）

第十一条　法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二第一号に規定する内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令で定める取引は、機構が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、機構に不利な条件で行われる取引をいう。